

平成25年6月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（4件）

（1）一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例 の制定について

市は、平成18年3月に人権尊重都市宣言を行い、また、亀山市まちづくり基本条例において、市民の権利を明らかにするとともに、市民の責務として「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。」と決めました。

一方、平成23年度に実施した市民意識調査によって、市における人権尊重に関するより積極的な取組の必要性が確認されたところです。

これらのことから、亀山市における人権尊重に関する市及び市民それぞれの責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する取組を総合的に推進するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）目的及び定義＜第1条・第2条関係＞

条例の目的と、条例における用語の意義について定めます。

(イ) 市及び市民の責務<第3条・第4条関係>

市は人権施策を積極的に推進するものとし、市民は相互に人権を尊重するものとするなど、それぞれの責務について定めます。

(ウ) 基本方針<第5条関係>

市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項などについて、基本方針を定めるものとします。

(エ) 教育及び啓発活動の充実<第6条関係>

市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものとします。

(オ) 亀山市人権施策審議会<第7条関係>

人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会を置くこととします。

なお、施行日は、公布の日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市人権施策審議会委員の報酬等を規定します。

(2) 亀山市子ども・子育て会議条例の制定について

児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）が制定されました。

市が、「子ども・子育て支援事業計画」に子育て当事者等の意見を反映させるとともに、子ども・子育て支援施策に関し必要な事項を調査審議する機関を設置するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 設置及び所掌事務<第1条・第2条関係>

法第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議を置くこととし、同会議は同項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議することとします。

(イ) 組織<第3条関係>

亀山市子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織

し、委員は市長が委嘱し、又は任命します。

(ウ) その他亀山市子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

なお、施行日は、公布の日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市子ども・子育て会議委員の報酬等を規定します。

(3) 亀山市税条例の一部改正について

「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されることに伴い、ふるさと納税（地方公共団体への寄附金）を行った場合、寄附金控除の適用を所得税で受けたときには、その復興特別所得税に係る額も控除されることになりました。

このことを踏まえ、ふるさと納税をしたときの個人住民税の控除額について減額調整を行います。

(イ) 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る固定資産税及

び特別土地保有税の納税義務者の規定について、平成24年度をもって同研究所の事業が終了したことに伴い、条文から当該事業の規定を削除します。

(ウ) 国税において延滞税等の見直しが行われたことに合わせて、当分の間の措置として、市税の延滞金等の利率を国税の延滞税等に合わせて引き下げます。

なお、この措置は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用します。

(エ) 消費税率引上げに伴う特例措置として、所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限が平成29年12月31日まで4年延長される等、制度が拡充されたことに伴い、個人住民税においても、控除限度額の引上げ等を行うための関係条文の整備を行います。

(オ) 市町村が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置〈通称:わがまち特例〉が、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して導入されたことに伴い、この施設に係る固定資産税の課税標準の軽減率を3分の2と定めます。

(カ) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定について、当該敷地の相続人についてもこの特例措置の適用を受けることができるように改正されたこと等の改正に伴い、条文の整備を行います。

(キ) 地方税法における条項ずれ等に伴う引用条項の整理を行います。

なお、施行日は、(イ) 及び (オ) は公布の日としますが、(オ) については、平成25年4月1日以後に締結される管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

また、(ア)、(ウ)、(カ) 及び (キ) は平成26年1月1日とし、(エ) は平成27年1月1日とします。

(4) 亀山市都市計画税条例の一部改正について

「地方税法の一部を改正する法律」(平成25年法律第3号) の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、固定資産税と同様に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫について地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>が導入されたことに伴い、この施設に係る都市計画税の課税標準

の軽減率を3分の2と定めます。

なお、施行日は、公布の日とし、平成25年4月1日以後に締結された管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用します。

2 補正予算関係（1件）

（1）平成25年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

一般会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 その他（1件）

（1）財産の取得について

亀山市消防団第9分団に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防力の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車シーディーワンCD-I型の取得について、平成25年5月7日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得の方法	指名競争入札
取得価格	28,519,092円
契約の相手方	四日市市朝日町1番4号 サン・インターナショナル株式会社 代表取締役 山手幹郎

4 報告関係（11件）

（1）平成24年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

平成24年度亀山市一般会計継続費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

（2）平成24年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成24年度亀山市一般会計繰越明許費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

（3）平成24年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

平成24年度亀山市一般会計事故繰越しの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

（4）平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

(5) 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成24年度両特別会計の繰越明許費について繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

(6) 平成24年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

平成24年度水道事業会計予算の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

(7) 専決処分した事件の承認について

「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）の公布に伴い、平成25年4月1日から施行が必要であった規定について、関連する亀山市都市計画税条例の改正を、平成25年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、地方税法において、都市計画税の課税標準の特例措置について、廃止等の措置が講じられたことに伴

い、本条例において関連する条項の整理を行いました。

(8) 専決処分した事件の承認について

「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）の公布に伴い、平成25年4月1日から施行が必要であった規定について、関連する亀山市国民健康保険税条例の改正を、平成25年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一家族に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずることとしました。

(イ) 国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化することとしました。

(9) 専決処分の報告について

市内布気町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成25年3月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

(10) 専決処分の報告について

市内野村四丁目地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成25年3月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

(11) 専決処分の報告について

市内関町金場地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成25年5月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

5 提出予定議案

(1) 条例関係 (3件)

(ア) 亀山市長及び副市長の給与の臨時特例に関する条例
の制定について

(イ) 亀山市教育委員会教育長の給与の臨時特例に関する
条例の制定について

(ウ) 亀山市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
の制定について

(2) 契約関係 (1件)

工事請負契約の締結について

平成25年6月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第1号)	20,945,100	102,246	21,047,346

◆主な補正内容

○一般会計(第1号)

歳 入		(千円)
国庫支出金	社会資本整備総合交付金	2,095
	生活保護適正実施支援事業費補助金	3,150
県支出金	介護基盤緊急整備事業費補助金	1,287
	危険住宅対策事業費補助金	195
繰越金	前年度繰越金	2,419
諸収入	コミュニティ助成事業助成金	15,000
	国民宿舎事業会計清算金	76,000
	自動車損害共済災害保険料	2,100
歳 出		
総務費	コミュニティ助成事業補助金	15,000
	集会施設建築等助成金	△5,250
民生費	生活保護システム修正委託料	2,750
	介護基盤緊急整備事業	1,287
商工費	国民宿舎関ロッジ管理費	62,500
土木費	市道関駅前線用地購入費	6,225
	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	3,100
	がけ地近接危険住宅移転事業費補助金	780
消防費	車両管理費(高規格救急車修繕)	2,100
諸支出金	財政調整基金積立金(関ロッジ清算金)	13,500

○債務負担行為(追加)

会 計	事 項	期 間	限 度 額
一 般 会 計	石水溪キャンプ場施設指定管理料	H26-H30	54,600
	都市公園施設等指定管理料	H26-H30	331,200
	文化会館指定管理料	H26-H30	441,200
	運動施設等指定管理料	H26-H30	404,700